

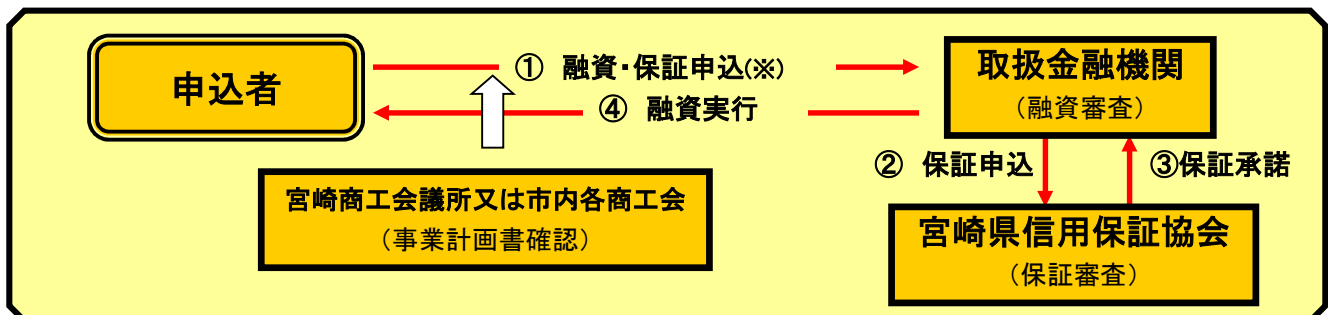
「宮崎市創業支援資金融資制度」概要

1. 目的：宮崎市中小企業融資制度において、創業支援に特化したより有利な制度を創出することで、創業に係る融資の促進を図り創業者を増加させる。
2. 開始時期：平成28年4月1日（金）から
3. 対象者：市内で新たに事業を開始する個人又は会社であって、事業を開始する具体的な計画を有するもの又は創業した日から1年を経過していない中小企業者で、市外居住者も対象となる。
4. 対象要件：
 - ・創業に関する事業計画書を作成し、宮崎商工会議所又は市内各商工会の確認を受けている。
 - ・宮崎市税に滞納がないこと。
 - ・許認可等を要する業種については、その許認可等を受けている、又は申請中である。

5. 融資条件等

項目	融資条件
資金用途	設備資金及び運転資金
融資限度額	設備・運転あわせて1,500万円
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）
融資利率	1.8%（責任共有制度対象。ただし宮崎県信用保証協会が適用する保険により責任共有制度対象外（1.6%）となる場合がある。）
信用保証料率	宮崎県信用保証協会の保証料率とし、市が1.25%を上限に補助
担保	必要に応じて徴する
保証人	個人の場合は原則不要、法人の場合は原則として代表者のみ
取扱金融機関	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎信用金庫

6. 申込の流れ



【問い合わせ】
 担当：宮崎市商業労政課
 電話：0985-21-1792